

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案
(電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務)につ
いて

(諮問第3112号)

<目 次>

1	答申書 (案)	1
2	改正概要	13
	(参考) 諮問時の改正案	25

情 郵 審 第 ※ ※ 号
平 成 31 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成30年12月7日付け諮問第3112号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正案の一部について、別添1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

以上

利用者に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の範囲に関し、電気通信事業法施行規則の一部改正案のうち第二十二條の二の十一第一項第三号を次のとおり案とすることが適当。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案（抜粋）

改正後	改正前
<p>（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）</p> <p>第二十二條の二の十一 法第二十六條の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止</p> <p>二 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六條の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。）が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止</p> <p>2] 法第二十六條の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六條の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）」についての意見募集

■ 意見募集期間 : 平成30年12月8日（土）から平成31年1月11日（金）まで

■ 意見提出件数 : 4件（法人・団体：2件、個人：2件）

■ 意見提出者 : (意見受付順・敬称略)

	意見提出者
1	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
2	KDDI株式会社
—	個人（2件）

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）」に対する意見及びそれに対する考え方

番号	項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
省令案全体に対する意見				
1	全体	<p>電気通信事業法（以下「法」という。）26条の4の改正は、電気通信役務が一種の公共性を有するサービスともみられる場合があり、基礎的電気通信役務や指定電気通信役務又はこれらと同様に国民の生活に根ざし、早急な代替手段の確保が難しい一種の公共性のあるサービスを、特段の通知なく事業者が休廃止するとすると、当該サービスのユーザーに重大な影響が生じ得るため、事前に周知期間を設けて、ユーザーに別サービス等への移行を行う準備期間を与えるという趣旨で定めているものとして理解してよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>電気通信事業法（以下「法」という。）第26条の4第1項に電気通信業務の休廃止に係る利用者への周知義務を定めている趣旨は、電気通信サービスの利用者が事前の周知なく突然サービスを打ち切られることにより不測の不利益を被る事態を回避することにあります。そのため、本規定では、電気通信業務の範囲を限定せず、周知義務の対象としています。</p> <p>また、今回の改正により、同条第2項に定める利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務に係る電気通信業務の休廃止については、その周知の実施が不適切・不十分であると認められる場合は、総務大臣が実効性をもって事業者に対する是正措置を講ずることができるよう、1年前までの周知義務及び総務大臣への周知事項等の事前届出義務を課すこととしています。</p>	無
2	全体	<p>案に賛成します。</p> <p>いまや通信サービスは生活に不可欠なものとなっており、現在使っているサービスが終了する場合に、どういった代替サービスがあるのか通信会社から事前に知らせてもらうことは必要なことと思います。</p> <p>通信会社は、サービス開始の時に比べて、サービス終了の時の顧客対応にはあまり力を入れていないと感じるので、今回の新しいルールの下で、サービスが終了してしまう前にこうした周知の取り組みがちゃんと十分になされ（てい）るか、行政にしっかりチェックしてもらいたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	賛成のご意見として承ります。	無

各論関係				
3	規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項関係	<p><規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項における「電気通信業務」の範囲></p> <p>電気通信業務は、電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいい（法 2 条 6 号）、電気通信役務の提供の業務には、①法 9 条の登録又は法 10 条の届出が必要なもの（クローズドチャットなど）と、②登録・届出が不要なもの（電子掲示板・オープンチャットなど）がある（法 2 条 4 号、法 164 条 1 項）。</p> <p>電気通信事業者でない事業者が②の業務の全部又は一部を休廃止する場合には、法 26 条の 4 が適用されないことは明らかであるが、当該事業者との公平を保つためにも、法 26 条の 4・規則 22 条の 2 の 10 のいう「電気通信業務」が①の業務に限られ、電気通信事業者が②の業務の全部又は一部を休廃止する場合には法 26 条の 4 の適用がないと理解してよいか。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	御理解のとおりです。	無
4	規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項関係	<p><規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項における「電気通信業務」の範囲></p> <p>日本国外に住所がある個人向けの電気通信役務の提供の業務の全部又は一部を休廃止する場合には法 26 条の 4 の適用がないと理解してよいか。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	法第 26 条の 4 に定める利用者は、必ずしも日本国内に住所を有する者に限定されていません。	無
5	規則 22 条の 2 の 10 第 1 項関係	<p><規則 22 条の 2 の 10 第 1 項における「休止し、又は廃止する」の意味></p> <p>メンテナンス等を理由とする一時的な電気通信業務に該当するサービスの停止は、電気通信業務の全部又は一部の休止に該当しないと理解してよいか。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>「休止」とは営業を停止させることを意味するものであり、利用者の少ない時間帯に短時間行われるメンテナンス等、一時的なサービスの停止については、法第 26 条の 4 に定める電気通信業務の全部又は一部の休止に該当しない場合があり得ると考えます。</p> <p>ただし、一時的な停止であっても、利用者が不測の不利益を被る事態を回避する観点から、あらかじめ計画されたものである場合には、電気通信サービスを停止する期間やその理由を可能な限り利用者に事前に周知することが望ましいと考えます。</p>	無
6	規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項関係	<p><規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」の考え方></p> <p>スマートフォン向けアプリケーションなどを通じて提供される電気通信役務の提供の業務に関して規則 22 条の 2 の 11 第 1 項 3</p>	電気通信業務の休廃止に当たり、周知対象となる利用者には、当該電気通信サービスを長期間使用していない利用者も含まれます。	有

<p>1 項第 3 号関係</p>	<p>号の「契約の数」を数える場合、アプリケーションを長期間使用していないユーザー（かかるユーザーとの契約は少なくとも明示的には解約されていないことが多い。）の数を含めることは不合理である。そのため、長期間使用していないユーザーとの契約について、「契約の数」から除外して数えることは合理的であると理解してよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>一方で、左記の御指摘にある通り、スマートフォン向けアプリケーションなどを通じて提供される電気通信役務など、無料で提供される電気通信サービスの中には、長期間使用していない利用者との間の契約も明示的には解約されない事例が多く見られるところであり、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を規定する電気通信事業法施行規則（以下「規則」という。）第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」に、当該長期間使用していない利用者との契約の数を含めて考えることは、当該電気通信サービスの実態の反映という観点から、合理的とは言えない場合があると考えます。（他方、有料で提供される電気通信サービスであれば、契約者は利用する意図をもって契約を継続していると考えられることから、実際の契約の数を規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」として支障はないものと考えます。）</p> <p>加えて、これらの無料で提供される電気通信サービスは、一般的にインターネット上のアプリを通じて提供されるものであり、利用者は当該サービスを利用する前提として、別途インターネットに接続するための有料の電気通信サービスを利用していると考えられるところ、無料で提供される電気通信サービスが休廃止された場合にも、それら利用中の有料の電気通信サービスを利用することや、それを前提としてインターネット上の別のアプリを利用することが可能であるため、無料の電気通信サービスの休廃止が利用者にも与える影響は、有料の電気通信サービスの休廃止と比較して大きいとは言えないと考えられます。</p> <p>このため、以上の要素を勘案した結果、過度な規制となることを避けるため、利用者にも及ぼす影響が大きい役務の範囲に関し、規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号を以下の通り修正することが適当であると考えます（下線部分を追記）。</p> <p style="text-align: center;">「三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日</p>	
-------------------	--	--	--

			における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。）が百万以上である電気通信役務であつて、 <u>当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止</u>	
7	規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号関係	<p><規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」の数え方> 1つのアプリケーションにおいて種別の異なる電気通信業務に該当するサービスが複数ある場合など（クローズドチャットサービスとクローズドの掲示板サービス）、種別の異なる複数の電子通信業務のサービスが一体となって提供されている場合がある。この場合で、1のサービスを休廃止するときは、当該サービスのユーザー数のみを数えればよいか。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>休廃止の対象となる電気通信業務の範囲は、利用者から見て独立した電気通信サービスとして認知されると考えられるかどうかという観点から、具体的なサービスごとに個別に判断する必要があると考えます。</p>	無
8	規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号関係	<p>三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（<u>他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。</u>）が百万以上である電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止</p> <p>左記（※編注：上記記載の条文）下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」とは、 左記下線部分の「他の電気通信事業者」（以下「再販事業者」といいます。）に対して左記下線部分の「当該卸電気通信役務」（以下「卸元サービス」といいます。）を提供する電気通信事業者（以下「卸元事業者」といいます。）が、その再販事業者との間で締結している、その再販事業者にその卸元サービスを提供することを内容とする契約（以下「卸元契約」といいます。）の数であつて、</p>	<p>法第 26 条の 4 の趣旨に照らせば、電気通信業務の休廃止が利用者に及ぼす影響の大きさを判断するに当たっては、当該業務の態様に応じ、休廃止によって影響を受ける関係者への影響を可能な限り勘案する必要があります。すなわち、他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合、直接「卸元契約」を締結している「再販事業者」の数だけではなく、「再販契約」の先にいる「エンドユーザ」の数も可能な限り推計に含めて影響の大きさを判断することが法の趣旨に適うものであると考えます。</p> <p>例えば、卸元において個別の回線を特定できるような電気通信役務において、複数の回線を一括して「卸元契約」を締結している場合には、個別の回線数を「再販契約」の数として算定すること等が考えられます。</p> <p>以上のような考え方に基きまして、「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」は、原則として「再販契約」の数が該当するものと考えております。</p>	無

再販事業者がその再販事業者の利用者（以下「エンドユーザ」といいます。）に対して、卸元サービスを利用して提供する電気通信役務（以下「再販サービス」といいます。）を提供するため、そのエンドユーザとの間で締結するその再販サービスの提供を内容とする契約（以下「再販契約」といいます。）の数ではない、という理解であると考えております。

電気通信事業者が、一般の利用者への役務提供だけでなく、再販事業者への卸元サービスの提供にも用いられている特定の電気通信業務について、電気通信業務の休廃止を行う場合、左記規定に基づき、当該特定の電気通信業務に係る契約の数に、左記下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」を含めることが必要になりますが、この「含める」対応を行うためには、当該特定の電気通信業務に係る契約と左記下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約」について、サービス形態及び契約の単位が同等で、かつその休廃止を行う電気通信事業者（卸元事業者）が、当該特定の電気通信業務の休廃止に係る周知開始日の属する年度の前年度末における「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約」の数を把握できていることが必要になります。

再販事業者がエンドユーザに対して、再販サービスを卸元サービスと同様の形態のサービスとして提供しているかどうか、また、仮に再販サービスと卸元サービスとが同様の形態のサービスであったとしても、再販サービスの契約の単位が卸元サービスの契約の単位と同様であるか、さらに、卸元事業者が卸元サービスの休廃止に係る周知開始日の属する年度の前年度末における再販契約の数を把握できるか、はケースバイケースとなります（※）。

以上から、再販サービスのサービス形態、契約の単位のあり様等にかかわらず、左記規定を実施するためには、左記下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」は、再販契約の数ではなく、卸元契約の数である必要があると考えます。

		<p>※例 再販サービスと卸元サービスのサービス形態及び、契約の単位が同様とならないケース</p> <p>卸元事業者が、1の契約につき1の固定IPアドレスと9の動的IPアドレスを付与するインターネットアクセスサービス（卸元サービス）について、再販事業者と10の卸元契約（合計、10の固定IPアドレスと90の動的IPアドレスを付与する10の卸元契約）を締結したところ、その再販事業者は、8の固定IPアドレスと50の動的IPアドレスを1つの契約でセット提供できるサービス形態の再販サービスαを商品メニューとして設け、エンドユーザAと1の再販契約を締結してエンドユーザAに対して再販サービスαを提供（8の固定IPアドレスと50の動的IPアドレスを割り当て）するとともに、1の契約あたり1の動的IPアドレスを付与できるサービス形態の再販サービスβを商品メニューとして設け、エンドユーザB～エンドユーザK（合計10人）と、それぞれ1の再販契約を締結してエンドユーザB～エンドユーザKに対して再販サービスβをそれぞれ提供（合計10の動的IPアドレスを割り当て）し、残りの2の固定IPアドレスと30の動的IPアドレスは将来の販売用（再販サービスα、再販サービスβ、あるいは全く別の新商品メニューとして再販売するかは未定のまま）に、再販売せずに保持する、といったケースが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>（注）「※」の箇所を図示した参考資料が添付されている。</p>		
その他の意見				
9	その他	<p>「INS ネット（インフォメーションネットワークシステム）」では、有線における「固定電話回線及びFAX 電話回線」での分野におけるデジタル通信モードと思いますので、古い構造を廃止して行く事には、私は賛成です。要約すると、「IP 網（インターネットプロトコル）」に移行するので有れば、古い構造を廃止しながら同時進行でのサイバーセキュリティ対策が、必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	賛成のご意見として承ります。	無

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 (電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務)について

平成31年1月

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 消費者行政第一課

情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月)を踏まえ、**利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護**を図るため、**事業者に対し、利用者周知に関する事前届出**を課すことにより、**行政が事業者の取組状況を確認等**するための制度を整備。

(上記内容を含む「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」が平成30年5月10日成立、23日公布(平成30年法律第24号))

現状

事業者による適切・十分な利用者周知の確保の必要性

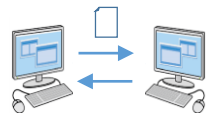
- 固定電話網のIP網への移行等を背景に、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(例:NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)等)が終了予定
- 現行の退出規律(事後届出制)では、事業者による利用者周知の取組が適切・十分でない場合の事前の対応が困難

【参考】NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)

低速だが高品質・低遅延でデータ通信を行うことが可能なサービス。国民生活・経済活動に直結する幅広い場面で利用されている。

<利用分野の例> ※INSネットの契約数:約256万件(平成28年3月末現在)

企業間の電子商取引(EDI)
受発注30~40万社の一部



カード決済端末
約6~10万台



電子端末による銀行取引
(拡大・口座照会)
約10万社(3メガバンクの延べ数)



ラジオ放送
(番組中継・番組素材配信)
臨時回線3,100回線以上
(99社(年間))



制度整備(イメージ)

事業者による利用者周知の内容に関する事前届出

- 事業者による利用者周知の内容(例:移行先となり得るサービスや苦情・相談窓口等)を、予め行政が確認等することにより、利用者における円滑なサービスの移行を促進

行政が事業者の取組状況を確認

必要に応じて、利用者保護を図るために必要な対応を事業者に求めることが可能に

利用者周知の内容に関する事前届出

利用者周知の実施

サービスの休廃止

(事後届出)

※このほか、接続事業者及びその利用者の利益を確保するため、第一種又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者が、これらの設備の機能を休廃止しようとする場合には、あらかじめ、当該機能を利用する接続事業者に対して、その旨を周知しなければならないこととする制度を整備。

電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務(改正法の内容)

休廃止に係る利用者への周知

改正事業法第26条の4第1項

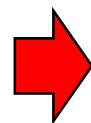


電気通信業務の休廃止に際し、総務省令で定める周知方法により、あらかじめ、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を利用者に周知させる義務

(ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止については対象外)

休廃止に係る周知事項に関する総務大臣への事前届出

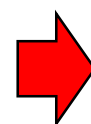
改正事業法第26条の4第2項



利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止に関し、総務省令で定める方法により、あらかじめ届け出る義務

休廃止に関する情報の総務大臣による整理・公表

改正事業法第26条の5



上記事前届出義務の対象となる電気通信業務の休廃止に関する情報※の総務大臣による整理・公表

※ 周知事項に関する事前届出(改正事業法第26条の4第2項)及び休廃止の事後届出(法第18条第1項)に関して作成・取得した情報や、その他総務省令で定める情報

本改正省令で定める事項

- (1) 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止
- (2) 利用者への周知方法及び周知事項
- (3) 事前届出の届出方法
- (4) 総務大臣が整理・公表する情報のうち、その他総務省令で定める情報

※施行日は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(注)上記の周知義務・届出義務に違反した場合は、業務改善命令(改正事業法第29条第2項)や罰則(改正事業法第188条第1号)の対象となる。

以下を利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務に係る電気通信業務の休廃止として規定 (改正省令第22の2の11第1項)

① 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

(理由) 電気通信事業法第7条で定める基礎的電気通信役務は、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務であることから、こうした電気通信役務に係る電気通信業務が休廃止される場合には、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる。

② 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

(理由) 電気通信事業法第20条で定める指定電気通信役務は、他事業者の事業展開上不可欠な設備である第一種電気通信指定設備を用いて提供される電気通信役務であって、他事業者による代替的な電気通信役務が十分に提供されない電気通信役務であることから、こうした電気通信役務に係る電気通信業務が休廃止される場合には、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる。

③ 周知開始予定年度の前年度末における契約数 (卸電気通信役務を提供している場合には卸先の契約数を自らの契約数に含む) が100万以上であり、かつ有償の電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

(理由) 基礎的電気通信役務や指定電気通信役務以外の電気通信役務であっても、一定以上の契約数を有する有償の電気通信役務に係る電気通信業務が休廃止される場合には、多くの利用者において移行先となり得る電気通信業務の検討・選択を迫られることとなり、総体として利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる。

【参考】

○基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)

・対象役務: 加入電話(加入電話に相当する光IP電話を含む)、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)

※NTT東日本・NTT西日本が、法令に基づき、日本全国あまねく提供する義務を負っている。

○指定電気通信役務

・対象役務: NTT東日本・NTT西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

1. 周知の時期 (改正省令第22の2の10第1項)

休廃止日の**30日前まで**

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務については、休廃止日の**1年前まで**)

2. 周知の手段 (改正省令第22の2の10第1項)

下記 ①～⑤ の**いずれかの方法**によらなければならない。

- ① **対面による説明**
- ② **電話又はこれに類する双方向の通信**(インターネット電話等)
- ③ **書面の交付**(郵便・信書便の送付、手渡し等)
- ④ **電子メールによる連絡**
- ⑤ **HP等における連絡(ただし、当該サービスを利用する際に必ずその画面が表示されることが必要)**

3. 周知事項 (改正省令第22の2の10第2項)

下記事項について、周知させなければならない。

- ・**休廃止する電気通信業務の内容**
- ・**休廃止する年月日**
- ・**休止する場合は、その期間**
- ・**休廃止の理由**
- ・**利用者が苦情又は問合せを行うための連絡先**
- ・**休廃止するサービスの代替サービス**(両者の比較が可能な情報を含む。)
- ・**休廃止するサービスに関する利用者の被害の発生等の防止に資する情報**(詐欺防止のための情報等)

※ 都度契約を締結する業務、事業の承継等により引き続き提供される業務、その他通信目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいと認められる業務の休廃止は、現行法令と同様、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、周知義務の対象外とする(改正省令第22の2の10第1項)。

1. 届出の方法

※利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみ (改正省令第22の2の11第2項)

法に基づく周知を開始する日の30日前までに、届出書を提出しなければならない。

※届出書の提出より前に、法に基づく周知とは別に実質的な周知行為を開始していても支障ない。

2. 届出書の記載事項

※利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみ (改正省令第22の2の11第2項、様式第15の3)

- 休廃止する年月日
- 休止する場合は、その期間
- 休廃止する電気通信業務
- 休廃止の理由
- **周知の開始を予定する年月日及び周知の実施期間**
- 利用者が苦情又は問合せを行うための連絡先
- 休廃止するサービスの代替サービス(両者の比較が可能な情報を含む。)
- 休廃止するサービスに関する消費者被害の発生等の防止に関する情報(詐欺防止のための情報等)
- **周知の実施方法**

総務大臣が整理・公表する情報

※利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみ (改正省令第22の2の12第1項)

総務大臣は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の休廃止に関して、事業者からの2つの届出(休廃止の周知に係る事前届出(法第26条の4第2項)及び休廃止に係る事後届出(法第18条第1項))に関して作成・取得した情報のほか、以下の保有する情報を整理・公表する。

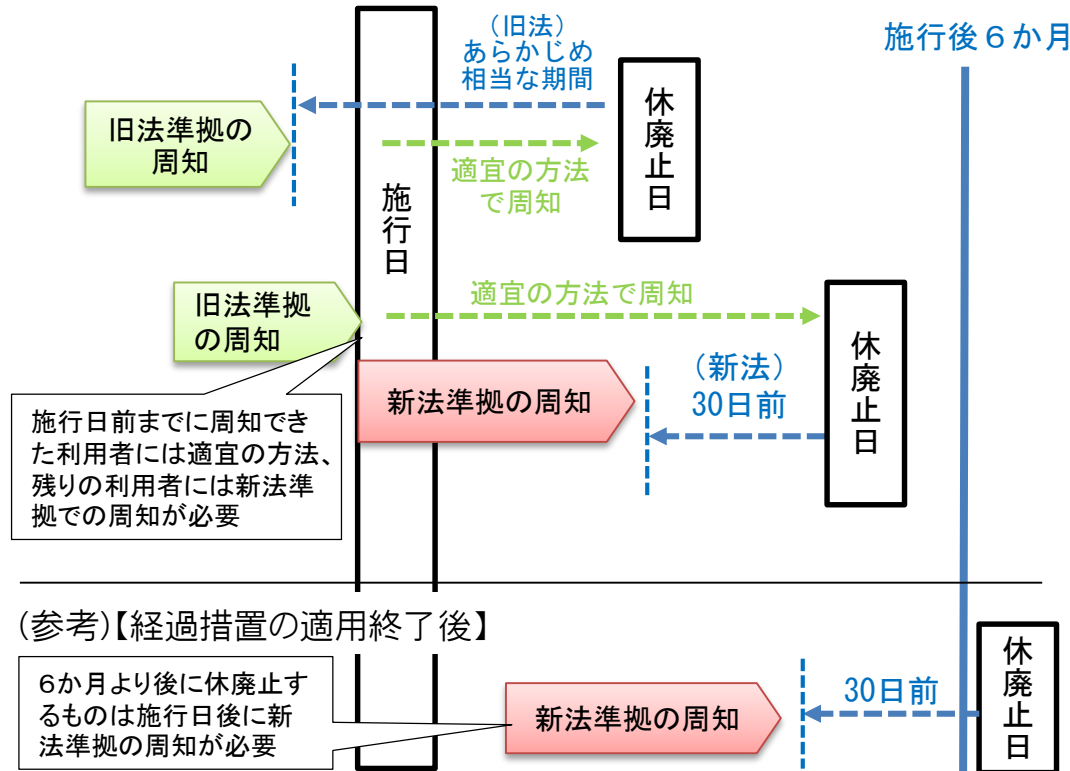
- 周知に際して行われた他の事業者との連携に関する情報
- 休廃止するサービスの代替サービスの提供に関する情報
- 利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関する情報

【経過措置の必要性等】

- 法施行日後、休廃止日の30日前(周知期限日)までに、改正省令に定める周知事項を利用者に周知させなければならない。
- このため、休廃止日が施行日に近接している場合についての経過措置が必要。
- 事業者からのヒアリングによれば、
 - ・新法の周知期限(30日前)より余裕を持って個別周知を行うことが考えられること
 - ・利用者全体への周知に2~3か月程度かかることがありうること
 等を踏まえ、法施行日から**6か月以内**に休廃止を行う場合について規定。

【経過措置①: 法施行日から6か月以内に休廃止する場合】

施行日より前に、旧法に基づき利用者の全部又は一部に適切に周知させていた場合は、周知を受けた利用者に対する施行日後の周知については適宜の方法で行うことができることとする。



【旧法準拠の周知】(現行省令第13条)

- ・ あらかじめ相当な期間を置いて、
- ・ 休廃止する事業の利用者に対し、その旨を周知

※具体的な周知期限、周知内容について定めなし
 ※周知方法は定めあり
 (訪問、電話、書面の送付、電子メール、HP連絡)

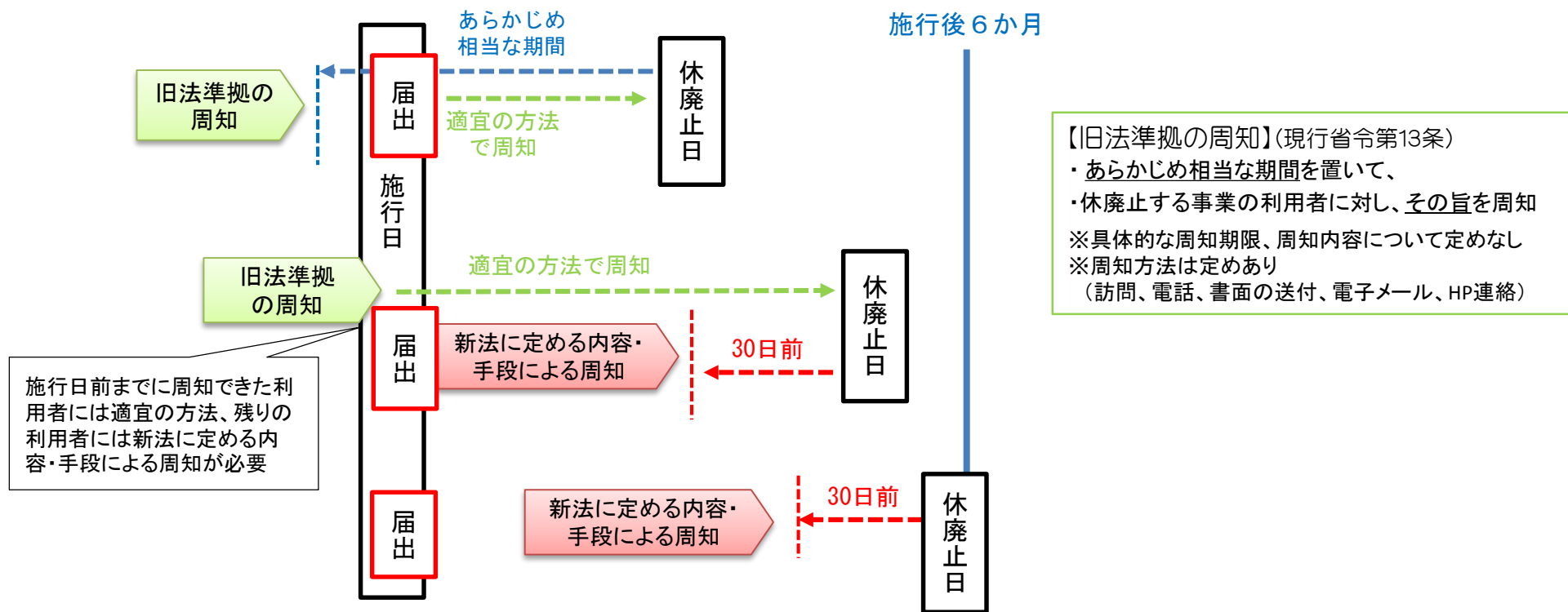
【経過措置の必要性等】

- 法施行日後、周知の内容・方法の届出を周知開始日の30日前までに提出した上で、休廃止日の1年前(周知期限日)までに、改正省令に定める周知事項を利用者に周知させなければならない。
- このため、休廃止日が施行日に近接している場合についての経過措置が必要。
- 休廃止日が施行日から①比較的近接している場合(6か月以内)と、②一定程度離れている場合(6か月以降1年5か月以内)について規定する。

【経過措置②-1: 法施行日から6か月以内に休廃止する場合】

- ・ 休廃止前の届出は、**施行日以後速やかに提出すればよい**こととする。
- ・ 施行日より前に、旧法に基づき周知を行っていた場合には、施行日後の周知は適宜の方法で行うことができることとする。
- ・ 施行日より後に行う**新法に規定する内容の周知の期限は、休廃止日の30日前まででよい**(原則である1年前より短縮する)こととする。

21



【旧法準拠の周知】(現行省令第13条)

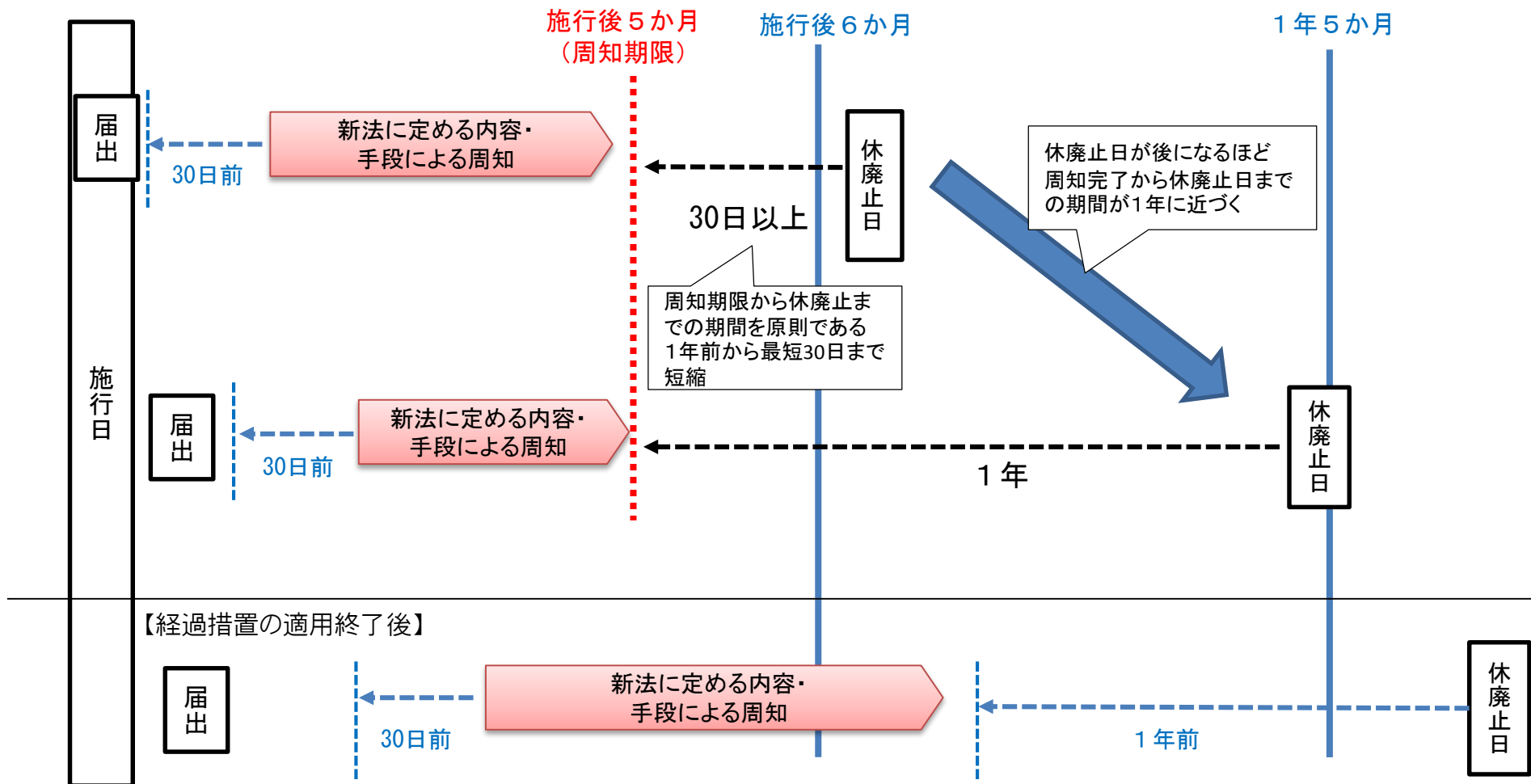
- ・ あらかじめ相当な期間を置いて、
- ・ 休廃止する事業の利用者に対し、その旨を周知

※具体的な周知期限、周知内容について定めなし
 ※周知方法は定めあり
 (訪問、電話、書面の送付、電子メール、HP連絡)

施行日前までに周知できた利用者には適宜の方法、残りの利用者には新法に定める内容・手段による周知が必要

【経過措置②-2: 法施行日後、6か月から1年5か月以内に休廃止する場合】

- ・ 施行日より後に行う新法に規定する内容の周知の期限は、施行日の5か月後までとする。(結果として、周知完了から休廃止日までの期間は30日以上を確保しつつ、原則である1年前までよりは短縮することとなる)



○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（改正後）（抄）

（電気通信業務の休止及び廃止の周知）

第二十六条の四 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

（電気通信業務の休止及び廃止に関する情報の公表）

第二十六条の五 総務大臣は、その保有する前条第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 23
- 一 第十八条第一項及び前条第二項の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報
 - 二 その他総務省令で定める情報

（業務の改善命令）

第二十九条 （略）

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 （略）
- 二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

（罰則）

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、・・・（中略）・・・又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(参考)

○総務省令第 号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第十三条 削除

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明(以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の二の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。)は、当該電気通信役務の提供に関する契約(以下この条及び次条において「対象契約」という。)の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項(付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。)について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。)の一部の変更を内容とする契約(既契約の更新を内容とする契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。)を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。)又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

【一〇五 略】

六 利用者(法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の九まで及び第二十二條の二の十四において同じ。)に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
 - 二 電話
 - 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
 - 四 電子メールの送信
 - 五 電気計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの
- 2 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業者の休止又は廃止
 - 二 電気通信事業者の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業者の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者を承継した者が引き続き当該電気通信事業者を営むこととなるもの
 - 三 その他利用者の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業者の休止又は廃止

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 【同上】

【一〇五 同上】

六 利用者(法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の十一までにおいて同じ。)に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分に

対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

〔七〇十二 略〕

〔2〇5 略〕

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等を行うとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二條の二の第十三第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 略〕

（書面の交付）

第二十二條の二の四 〔略〕

〔2 略〕

3 第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二條の二の第十三第二号において「軽微変更」という。）のみがされた場合

〔二〇四 略〕

〔4〇6 略〕

（電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者への周知）

第二十二條の二の十 法第二十六條の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休業日」という。）の前日から起算して三十日前の日（同条第二項の総務省令で定める電気通信業務にあつては、休業日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

一 対面による説明

二 電話又はこれに類する双方向の通信

三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

より多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

〔七〇十二 同上〕

〔2〇5 同上〕

〔同上〕

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二條の二の第十第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 同上〕

（書面の交付）

第二十二條の二の四 〔同上〕

〔2 同上〕

〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二條の二の第十第二号において「軽微変更」という。）のみがされた場合

〔二〇四 同上〕

〔4〇6 同上〕

〔新設〕

- 2) 法第二十六条の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容
 - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
 - 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
 - 四 休止又は廃止の理由
 - 五 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
 - 六 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信業務の代替となる電気通信業務（当該電気通信業務に係る電気通信業務と当該代替となる電気通信業務との比較検討が可能となる情報を含む。）
 - 七 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信業務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報
- 3) 第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信業務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの。）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。
- 4) 法第二十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。
- 一 利用者が電気通信業務の提供を受けようとする都度、当該電気通信業務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止
 - 二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの
 - 三 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止
- （利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信業務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）
- 第二十二条の二の十一 法第二十六条の四第一項の総務省令で定める電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。
- 一 基礎的電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止
 - 二 指定電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信業務を提供している場合には、当該他の電気

〔新設〕

通信事業者の当該卸電気通信役員に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。) が百万以上である電気通信役員に係る電気通信業務の休止又は廃止

2] 法第二十六条の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(電気通信業務の休止及び廃止に関して公表する情報)

第二十二條の二の十二 法第二十六条の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 法第二十六条の四第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報

二 第二十二條の二の十第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報

三 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関して作成し、又は取得した情報

(勧誘継続行為の禁止の例外)

第二十二條の二の十三 [略]

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十二條の二の十四 [略]

様式第12 (第12条第1項関係)

電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[略]

[略]

電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容

注1 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

2 [略]

様式第12の2 (第12条第2項関係)

電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書 兼 認定電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[略]

[略]

電気通信事業法第26条の4第1項の規定

[新設]

(勧誘継続行為の禁止の例外)

第二十二條の二の十 [同上]

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十二條の二の十一 [同上]

様式第12 (第12条第1項関係)

電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[同左]

[同左]

電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容

注1 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

2 [同左]

様式第12の2 (第12条第2項関係)

電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書 兼 認定電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[同左]

[同左]

電気通信事業法第18条第3項の規定によ

により利用者に周知させるために行った措置の内容

注1 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

2 [略]

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[略]

[略]

電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容

注1・2 [略]

3 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

4 [略]

様式第12の4 (第12条第5項第1号関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書 兼 認定電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[略]

[略]

電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容

注1・2 [略]

3 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

4 [略]

様式第15の3 (第22条の2の11第2項関係)

電気通信業務の休止 (廃止) の周知の実施届出書

年 月 日

り利用者に周知させるために行った措置の内容

注1 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

2 [同左]

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[同左]

[同左]

電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容

注1・2 [同左]

3 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

4 [同左]

様式第12の4 (第12条第5項第1号関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書 兼 認定電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

[同左]

[同左]

電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容

注1・2 [同左]

3 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

4 [同左]

[新設]

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第26条の4第2項の規定により、電気通信業務を休止 (廃止) したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止 (廃止) しようとする業務	
休止 (廃止) しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知	

の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

- 注1 「休止（廃止）しようとする業務」については、「(何) サービスに係る業務」等と記載すること。
- 2 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先」については、利用者が連絡可能な連絡先を営業所又は事務所ごとに記載すること。
- 3 「休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務」については、当該代替となる電気通信設備を変更することによりその代替となる場合にあつては、当該代替となる電気通信設備及び電気通信役務。以下この注において同じ。）の名称及びその内容のほか、休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報（当該代替となる電気通信役務に関する事業者間協議を行った場合にあつては、その情報を含む。）を具体的に記載すること。
- 4 「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報（その提供方法を含む。）について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。
- 5 「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行っている場合には、その実施時期、実施方法の概要についても記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重線を付した種記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から六月以内にその全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする電気通信業務（改正法による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「新法」という。）第二十六条の四第二項に規定する電気通信業務を除く。）については、施行日前に知れたる利用者の全部又は一部に対し改正法による改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第十八条第三項に規定する周知を行っていた場合には、当該周知を受けた利用者に対する新法第二十六条の四第一項の規定による周知は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「新施行規則」という。）第二十二條の二の十の規定にかかわらず、当該休止し、又は廃止しようとする日までに、適宜の方法により行うことができる。

第三条 施行日から六月以内にその全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする新法第二十六条の

四第二項に規定する電気通信業務については、施行日前に知れたる利用者の全部又は一部に対し旧法第十八条第三項に規定する周知を行っていた場合には、当該周知を受けた利用者に対する新法第二十六条の四第一項の規定による周知は、新施行規則第二十二条の二の十の規定にかかわらず、当該休止し、又は廃止しようとする日までに、適宜の方法により行うことができる。

第四条 前条に規定する電気通信業務について、施行日後に知れたる利用者の全部又は一部（前項に規定する施行日前に旧法第十八条第三項に規定する周知を行った利用者を除く。）に対し新法第二十六条の四第一項本文に規定する周知を行う場合における新施行規則第二十二条の二の十第一項の規定の適用については、同項中「休廃止日の前日から起算して一年前の日」とあるのは、「休廃止日の前日から起算して三十日前の日」とする。

第五条 第三条に規定する電気通信業務の休止又は廃止の届出に係る新施行規則第二十二条の二の十第二項の規定の適用については、同項中「法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに」とあるのは、「施行日以後速やかに」とする。

第六条 施行日から六月を経過した日の翌日を起算日とし、施行日から七月を経過した日を満了日とする期間において、その全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする新法第二十六条の四第二項に規定する電気通信業務に係る新施行規則第二十二条の二の十第一項の規定の適用については、同項中「休廃止日の前日から起算して一年前の日」とあるのは、「施行日から起算して五月を経過

した日」とする。